

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p><u>(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>10の2～15共-3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項、第10条の5の5第3項若しくは第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額又は同条第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額(以下「税額控除限度額等」という。)を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第10条の5の6第7項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第5項に規定する生産工程効率化等設備等(以下「税額控除対象機械装置等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 個人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年(以下「供用年」という。)に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額</u></p> <p><u>(2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額(法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの)を控除した金額</u></p> <p><u>(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額等の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金</u></p>	<p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(新設)</p>

等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を修正することに留意する。

第10条の4（(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

(廃止)

(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-6 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定事業用機械等の対価の額について、個人が当該特定事業用機械等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の4（(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4-6 措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の4関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定事業用機械等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした特定事業用機械等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下第10条の4関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、特定事業用機械等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-7 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定事業用機械等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の4の2（(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(廃止)

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、個人が当該特定建物等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

第10条の4の2（(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の4の2関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における同条第1項に規定する特定建物等（以下第10条の4の2関係において「特定建物等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした特定建物等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下第10条の4の2関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4の2-5 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(廃止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の3-9 措置法第10条の5の3第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の5の3関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下第10条の5の3関係において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の3-9 措置法第10条の5の3第3項の規定の適用を受けた特定経営力向上設備等の対価の額について、個人が当該特定経営力向上設備等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の5（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(特定経営力向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5の3-10 措置法第10条の5の3第3項の規定の適用を受けた特定経営力向上設備等の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定経営力向上設備等に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の5（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(廃止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-2 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額という。）を計算する場合における認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下この項において「国庫補助金等という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

第10条の5の6（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

第10条の5の6（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(廃止)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の6-4 措置法第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額という。）を計算する場合における情報技術事業適応設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。同条第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額という。）を計算する場合における生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。

(1) 個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の

適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額

(2) 個人が取得等をした情報技術事業適応設備につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下この項において「国庫補助金等」という。）の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 供用年において、情報技術事業適応設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合（当該国庫補助金等の返還を要していないことが確定していない場合を含む。）で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることはできないものとする。

附 則

(経過的取扱い…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の10の2～15共-3（(2)に係る部分に限る。）の取扱いは、個人がこの法令解釈通達の日付の日以後に取得又は製作若しくは建設をする10の2～15共-3に定める税額控除対象機械装置等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をする10の2～15共-3に定める特定事業用機械等、特定建物等、特定経営力向上設備等、認定特定高度情報通信技術活用設備、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等については、この法令解釈通達による改正前の10の4-6、10の4の2-4、10の5の3-9、10の5の5-2又は10の5の6-4の取扱いの例による。